

エレベーターの防災対策改修事業

(住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業)

別添2

令和8年度当初予算案:
住宅・建築物防災力緊急促進事業(105億円)の内数、
社会資本整備総合交付金等の内数

事業対象	補助対象 限度額	補助率	
		地方公共団体が実施	民間事業者等が実施
既設エレベーターについて行う、次に掲げる防災対策改修工事 ①地震時管制運転装置の設置 ⑥リスタート運転機能の追加※ ②主要機器の耐震補強措置 ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加※ ③戸開走行保護装置の設置 ④釣合おもりの脱落防止措置 ⑤主要な支持部分の耐震化	①～⑤ : 1187.5万円/台 ⑥、⑦ : 375万円/台※	国 : 11.5%	国 : 11.5% 地方公共団体 : 11.5%

※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等以外の建築物における⑥、⑦の支援は、①～⑤のすべてが既に整備されている場合又は①～⑤のすべてを完了させる工事に併せて整備する場合に限るとともに、補助対象限度額は①の設置に併せて整備する場合、**312.5万円/台**とする。

事業要件

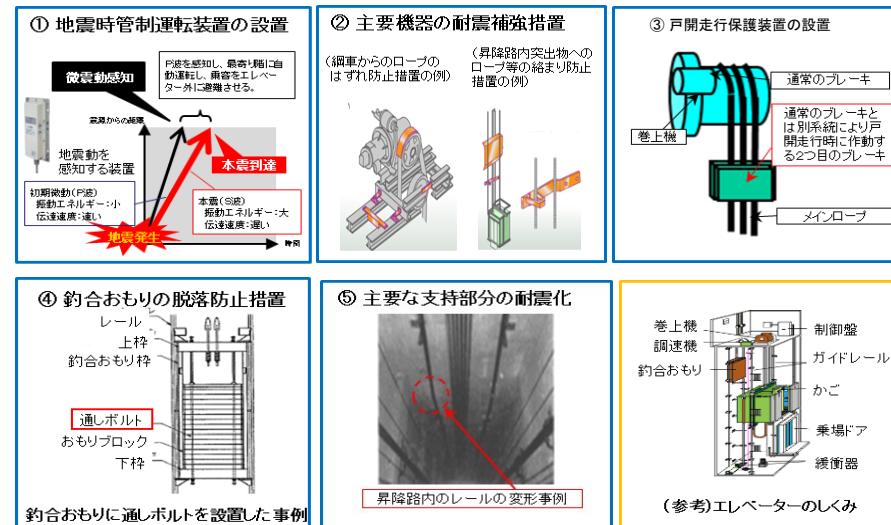
エリア

三大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物※であること。
 ※学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物
- 延べ面積1,000m²(幼稚園、保育所及び地方公共団体等と災害時の協定等を締結している建築物は500m²)以上
- エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。
- 構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

防災対策改修工事のイメージ

<①～⑤の例>



<⑥⑦のイメージ>

